

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

令和7年12月
経済産業省資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

1. 改正の趣旨

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）に基づく、区域指定の公告や公募占用計画の作成等については、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成31年経済産業・国土交通省令第1号。以下「共管省令」という。）において定められているところである。

今般、当該法の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）が令和7年6月に成立し、今後法の施行により排他的経済水域における海洋再生可能エネルギー発電設備の設置の許可に係る規定の追加等がされることから、法において省令で定める事項とされているものの具体的内容を定めるため、共管省令の改正を行うもの。

2. 主な改正の内容

①促進区域の指定の解除及び区域の縮小に係る公告（第3条関係）

法第10条第9項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定の解除又は区域の縮小をしたときの法第10条第10項の規定による公告に関する規定の新設。

②海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準の追加（第6条第2項第4号～第6号関係）

法第18条第1項第3号に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法の基準として、その維持管理の過程で取得した情報の管理等に関して追加。

③EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する規定の整備（第10条～第26条関係）

EEZにおける海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に関する規定として、以下の事項等を追加。

- ・仮許可の申請（第10条）
- ・法第34条第1項第1号ロに係る海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法の基準（第11条）
- ・許可の申請（第12条）
- ・海洋再生可能エネルギー発電事業の廃止の届出及び海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の確認等（第22条）
- ・地位の承継の認可の申請（第23条）
- ・旧許可事業者等の撤去義務等（第25条） 等

3. 今後のスケジュール（予定）

施行期日：「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第59号）」の施行の日

以上